

国土交通省組織令の一部を改正する政令案 参照条文 目次

国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）（抄）	1
国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）（抄）	1
国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）（抄）	1

国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）（抄）

（内部部局）

第七条（略）

2～4（略）

5 庁、官房、局及び部（その所掌事務が主として政策の実施に係るものである庁として別表第二に掲げるもの（以下「実施庁」という。）並びにこれに置かれる官房及び部を除く。）には、課及びこれに準ずる室を置くことができるものとし、これらの設置及び所掌事務の範囲は、政令でこれを定める。

6（略）

7 委員会には、法律の定めるところにより、事務局を置くことができる。第三項から第五項までの規定は、事務局の内部組織について、これを準用する。

8（略）

（内部部局の職）

第二十一条（略）

2・3（略）

4 官房、局若しくは部（実施庁に置かれる官房及び部を除く。）又は委員会の事務局には、その所掌事務の一部を総括整理する職又は課（課に準ずる室を含む。）の所掌に属しない事務の能率的な遂行のためこれを所掌する職で課長に準ずるものを置くことができるものとし、これらの設置、職務及び定数は、政令でこれを定める。官房又は部を置かない庁（実施庁を除く。）にこれらの職に相当する職を置くときも、同様とする。

5（略）

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）（抄）

（地方気象台、管区気象台等の測候所若しくは出張所又は地方気象台若しくは測候所の出張所）

第五十条 国土交通大臣は、管区気象台等の所掌事務の一部を分掌させるため、所要の地に、政令で定める数の範囲内において、地方気象台を置くことができる。

2～6（略）

国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）（抄）

（総合政策局の所掌事務）

第四条 総合政策局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一（十四）（略）

十五 中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第七条第十一項第四号に規定する貨物運送効率化事業に関する事

十六（四十四）（略）

2（略）

（物流政策課の所掌事務）

第四十三条 物流政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二（略）

三 中心市街地の活性化に関する法律第七条第十一項第四号に規定する貨物運送効率化事業に関する事

四（九）（略）

（道路局に置く課等）

第百五条 道路局に、次の七課及び参事官一人を置く。

総務課

路政課

道路交通管理課

企画課

国道・防災課

環境安全課

高速道路課

（企画課の所掌事務）

第百九条 企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一（略）

二 道路の規格構造及び施工基準に関する企画及び立案に関する事（環境安全課の所掌に属するものを除く。）

三（略）

四 直轄の道路事業の積算基準に関する事

五 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和四十九年法律第一百一号）第三条第一項及び第八条の規定による道路に関する助成に関する事

(国道・防災課の所掌事務)

第一百十条 国道・防災課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 (略)
- 二 道路の防災及び保全(除雪を含む。)に関する企画及び立案に關すること。
- 三 地方公共団体等からの委託に基づき、第九条第一号(一般国道に係るものに限る。)に掲げる事務に關連する建設工事又は建設工事の設計若しくは工事管理を行うこと。

(環境安全課の所掌事務)

第一百十一条 環境安全課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一・二 (略)
- 三 都道府県道及び市町村道並びに北海道の開発道路の整備及び保全(除雪を含む。)に關すること(災害復旧事業の指導のうち工事の指導以外のもの、災害復旧事業の監督及び助成に關すること並びに路政課及び道路交通管理課の所掌に屬するものを除く。)
- 四 豪雪地帯対策特別措置法第十四条第一項の規定による基幹的な市町村道の指定に關すること。
- 五 幹線道路の沿道の整備に關する法律(昭和五十五年法律第三十四号)の施行に關すること(沿道地区計画及び沿道整備権利移転等促進計画に係るもの並びに路政課の所掌に屬するものを除く。)
- 六 地方公共団体等からの委託に基づき、第九条第一号(都道府県道及び市町村道(国がその整備又は保全を行うものに限る。))並びに北海道の開発道路に係るものに限る。)に掲げる事務に關連する建設工事又は建設工事の設計若しくは工事管理を行うこと。

(海事局に置く課)

第一百十四条 海事局に、次の九課を置く。

総務課
安全政策課
海洋・環境政策課
船員政策課
外航課
内航課
船舶産業課
検査測度課
海技・振興課

(総務課の所掌事務)

第百四十一条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 (略)
- 二 海事局の所掌事務に関する総合的な政策の企画及び立案並びに海事局の所掌事務に関する政策の調整に関すること(他課の所掌に属するものを除く。)
- 三 六 (略)
- 七 モーターボート競走に関すること。
- 八 海技士国家試験、小型船舶操縦士国家試験、締約国資格証明書の受有者の承認のための試験、水先人試験及び船員の資格の認定のための試験の試験問題の作成及び試験の執行に関すること。
- 九 交通政策審議会海事分科会の庶務に関すること。
- 十 前各号に掲げるもののほか、海事局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(安全政策課の所掌事務)

第百四十二条 安全政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 九 (略)
- 十 船舶の航行の安全の確保に係る外国船舶の監督に関する制度の企画及び立案に関すること(船員政策課及び海技・振興課の所掌に属するものを除く。)
- 十一 (略)

(船員政策課の所掌事務)

第百四十四条 船員政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 四 (略)
- 五 船舶の航行の安全の確保に係る外国船舶の監督のうち船舶の乗組員に係るものに関すること(海技・振興課の所掌に属するものを除く。)
- 六 (略)

(海技・振興課の所掌事務)

第百五十四条 海技・振興課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 水上運送事業その他の海事局の所掌に係る事業の活動に必要な人材の確保に関する総合的な政策の企画及び立案並びに調整に関すること(安全政策課及び海洋・環境政策課の所掌に属するものを除く。)

二 海事思想の普及及び宣伝に關すること。

三 船員の教育及び養成、海技士及び小型船舶操縦士の免許、船舶職員及び小型船舶操縦者の資格及び定員並びに水先に關すること（総務課の所掌に屬するものを除く。）。

四 船舶の航行の安全の確保に係る外国船舶の監督のうち船舶の乗組員の資格に係るものに関する事。

（地方気象台の数）

第二百四十二条 法第五十条第一項に規定する政令で定める数は、五十四とする。

（総務課の所掌事務）

第二百四十三条の三 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一（十五）（略）

十六 前各号に掲げるもののほか、委員会の事務局の所掌事務で他の所掌に屬しないものに関する事。

（参事官の職務）

第二百四十三条の四 参事官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一（三）（略）

四 委員会の所掌事務に係る国際協力に關すること。

五 事故等調査（運輸安全委員会設置法第十五条第一項に規定する事故等調査をいう。以下この節において同じ。）に關する企画及び立案に關すること。

六 事故等調査の円滑な実施を図るための関係機関との連絡調整その他の措置に關すること。

七 事故等調査の結果に基づく航空事故、鉄道事故及び船舶事故並びにこれらの事故の兆候の防止並びに航空事故、鉄道事故及び船舶事故が發生した場合における被害の軽減のため講ずべき施策又は措置に關すること。

八 航空事故、鉄道事故及び船舶事故並びにこれらの事故の兆候の防止並びに航空事故、鉄道事故及び船舶事故が發生した場合における被害の軽減のため講ずべき施策に關すること。

附 則

（道路局環境安全課の所掌事務の特例）

第十八条 道路局環境安全課は、第百十一条各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。

期限	平成三十三年三月三十一日	事務
平成三十七年二月三十一日	<p>過疎地域自立促進特別措置法第十四条の規定による基幹的な市町村道の指定に関する事。</p> <p>山村振興法第十一条の規定による基幹的な市町村道の指定に関する事。</p>	<p>半島振興法第十一条の規定による基幹的な市町村道の指定に関する事。</p>